

○国土交通省令第九十五号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
(昭和四十五年法律第二百三十六号) 第四十三条の
八第一項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災
害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する
省令を次のようく定める。

平成二十五年十二月六日

国土交通大臣 太田 昭宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法

律施行規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施

行規則(昭和四十六年運輸省令第三十八号)の一

部を次のように改正する。

第十二条の二の二十一第三項第四号中「次条第

一項第三号」を「次条第一項第二号」に改める。

第十二条の十七の十三第三号中「昭和三十一年

運輸省令第三十号」の下に「。以下「危規則」と

いう。」を加える。

第十二条の十八第三号イを次のように改める。

イ 令第十五条の十の表の上欄に掲げる海域

ごとに同表の下欄に掲げる基準のうち硫黄

分の濃度に関する基準

第三十七条の十七第一項第一号イ(3)中「もの」

二号の三に規定する大型容器(危規則第二条第

四百五十リットルを超えるIBC容器(危規則

第二条第二号の四に規定するIBC容器をいう。)

に収納されている場合には、相対する二側面に標

札が付されているもの」を加え、同号ハ中「側面

が閉鎖された構造のもので容積一立方メートル以

上のものに限る」を「危規則第五条の五に規定す

るコンテナをいう」に改め、同号ニ中「危険物船

舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三

十号。以下「危規則」という。」を「危規則」に

改める。

第四号の二様式中「とする」の次に「。ただし、
この大きさの標札を付すことが困難となる場合に
あつては、この限りでない」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年一月一日から
(経過措置)
施行する。

第二条 この省令の施行の際現に船舶により輸送
されている海洋汚染物質の輸送方法に関する基
準については、当該輸送が終了するまでの間、
この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災
害の防止に関する法律施行規則の規定にかかわ
らず、なお従前の例による。